

令和6年度も申請が始まりました！

助力装置を導入したいけど、予算はあまり。。。

と思ったら、「エイジフレンドリー補助金」が役に立ちます！

厚生労働省 令和6年度エイジフレンドリー補助金

60歳以上の高齢者が安心して安全に働くことができるよう、中小企業事業者による職場環境等の改善、安全衛生対策の実施等に要する費用の一部に対する補助金です。

補助金申請期間 令和6年5月7日～令和6年10月末日

	高齢労働者の労働災害防止対策コース	コラボヘルスコース
補助対象事業者	(1) 労災保険加入している (2) 中小企業事業者 (3) 高齢労働者（60歳以上）を常時1名以上雇用し、対象の高齢労働者が対策を実施する業務に就いている	(1) 労災保険加入している (2) 中小企業事業者 (3) 労働者を常時1名以上雇用している {高齢労働者が事業場に所属していない場合も補助の対象です。}
補助率	1/2	3/4
補助上限額	100万円 (消費税を除く)	30万円 (消費税を除く)
注意事項	※2コース併せての上限額は100万円です。 ※2コース併せた申請の場合は、必ず2コース同時に申請してください。 (月を変えて別々の申請はできません)。 ※この補助金は、事業場規模、高齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付を決定します。 全ての申請者に交付されるものではありません。	

昨年も多くのお客様がこの補助金を利用し、助力装置を導入されました！

補助対象となる職場環境の改善対策

- ✓ 身体機能の低下を補う設備・装置の導入
- ✓ 働く高齢者の健康や体力の状況の把握等
- ✓ 安全衛生教育
- ✓ その他、働く高齢者のための職場環境の改善対策

具体的には次のような対策が対象！

- ⇒ 重量物搬送機器・リフトの導入
- ⇒ 重筋作業を補助する助力装置の導入

安全で健康に
働ける職場へ、エイジフレンドリー補助金を活用しましょう！

令和6年度エイジフレンドリー補助金につきましても詳しい情報は公式HPをご参照ください。

